40▌［略］ 41▌［略］ ［㈠～㈥　略］ ［二～四　略］	39▌［同上］ 40▌［同上］ ［㈠～㈥　同上］ ［二～四　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、令和二年七月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は、公布の日から施行する。

省　令

○総務省令第十四号

地方自治法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十四号）の施行に伴い、並びに地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十三条第一項、地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）第三条の二第一項及び市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）第五十条第一項において準用する地方自治法施行令第百七十三条第一項の規定に基づき、地方自治法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月二十七日

総務大臣　高市　早苗

地方自治法施行規則等の一部を改正する省令

（地方自治法施行規則の一部改正）

第一条　地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（基準給与年額の算定方法） **第十三条の二**　地方自治法施行令第百七十三条第一項第一号に規定する総務省令で定める方法により算定される額（「普通地方公共団体の長等の基準給与年額」という。第三項において同じ。）は、次に掲げる額の合計額とする。 一　地方自治法第二百四十三条の二第一項の損害を賠償する責任の原因となつた事実が生じた日（以下この条において「普通地方公共団体の長等の基準日」という。）を含む月において支給され、又は支給されるべき地方自治法第二百三条の二第一項の規定による報酬又は同法第二百四条第一項の規定に基づく給料（以下この号において「報酬又は給料」という。）の額に十二を乗じて得た額（普通地方公共団体の長等（地方自治法第二百四十三条の二第一項に規定する普通地方公共団体の長等をいう。以下この項及び次項において同じ。）の任期が十二月に満たない場合にあつては、報酬又は給料の額を任期当たりの額に換算して得た額）	［新設］